東 農 第 98 号 令 和 6 年 4 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名		東近江市					
(市町村コード)		(252131)					
地域名	青山						
(地域内農業集落名)	(青山町)						
協議の結果を取り	セレめた年日口	令和6年3月22日					
励識の和未を取りる	まこめた十月日	(第3回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

若者の地域外流出により、後継者がいない。また耕作者も高齢化で管理できない農地は増えてきている。 また、年金生活者に対しても水利費が請求されるが農地貸し付けによる収益で賄いきれる金額ではない。 現状の問題点として、農用地の集積、集団化だけでは地域の過疎化が食い止められない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域人材の定着化を図るためにも、栽培・加工・販売までを地域内で完結できるよう組織(企業)とタイアップした 取組が必要で、1年を通して生産活動が維持できるような仕組みが必要。所有者の生活が守れるような条件で、地域 内外から、多様な経営体を募り、両者の意向を踏まえながら

担い手も収益を上げられるよう、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	57.4 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.0 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項												
	(1)農用地の集積、集約化の方針												
	担い手を中心に、農地バンクを通じて進める。												
	(2)農地中間管理機構の活用方針												
	地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際JAと農業委員が調												
	整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。												
	(3) 基盤整備事業への取組方針												
	予定なし。												
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針												
	地域内外から、多様な経営			/: +F	コンチレーマ女式	1 7		7 Ñ 1					
				り担	型い子として自改		いくため、巾及	(), J	AC連携し、				
	相談から定着まで切れ目な	く収	り組んでいく。										
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針												
	作業の効率化が期待できる	作業	委託を検討する。										
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)								I				
	① 息獣被害防止対策	Ш	②有機・減農薬・減肥料	Ш	③スマート農業	Ш	④畑地化・輸出等	Ш	⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】	1											